

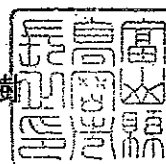
町の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の町の区域及び名称を次のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、平成27年4月20日からその効力を生ずるものとする。

平成27年3月20日

高岡市長 高橋正樹



変更後の町	左の区域に変更される従前の区域	
	町	地番
袋町	大町	1、1の2、2、3の1、3の2、4、4の1、5から8まで、9の1から9の6まで、10から12まで、13の1、13の2、14、15の1、15の2、16から21まで、22の1、22の2、23の1から23の3まで、24の1から24の5まで、25、25の1の1、25の1の2、25の2の1、25の2の2、26、27の1、27の2、28の1から28の3まで、29から33まで、34の1、34の2、35から37まで、38の1、38の2、39、40の1、40の2、41の1、41の2、42、43、44の1、44の2、45、46、47の1から47の5まで、48から51まで、52の1、55、57、59から69まで、70の1、70の2、71の1から71の3まで、72から74まで、76、80の1、80の2、80の4、80の5、80の7、81から83まで、84の1から84の4まで、85、86、87の1、87の2、88の1から88の5まで、89から91まで、92の1、92の2、93、94
平米町	本町	1から6まで、6の1、6の2、7、8、8の1、9、10の1、10の2、11、12、13の1、13の2、14、14の1、14の2、15、16の1から16の4まで、17の1から17の3ま

で、18の1から18の3まで、19の1から19の9まで、21の2、22の1、22の2、23、24、25の1、25の2、26、27の1、27の2、28の1、28の3、29、30の1から30の3まで、31から34まで、35の1、35の2、36の1から36の3まで、37から50まで、51の1、51の2、52の1、52の2、53の1、53の2、54の1から54の4まで、55の1から55の4まで、56の1から56の3まで、58、59の1から59の3まで、60から63まで、64の1、64の2、65の1から65の4まで、66の1、66の2、67の1、67の2、68の1、68の2、69の1、69の2、70の1から70の3まで、71の3、71の4、72の3、73の2、74の1、74の2、75、76、77の1、77の2、78の1から78の9まで、79の1、79の2、80の1から80の3まで、81の1から81の4まで、82の1から82の4まで、83の1、83の2、84の1、84の2、85の1、85の2、86の1、86の2、87の1、87の2、88の1、88の2、89の1、89の2、90の1から90の3まで、91、92の1から92の4まで、93の1、93の2、94の1、94の2、95の1、95の2、96の1、96の2、97の1、97の2、98の1、98の2、99の1、99の2、100の1、100の2、101の1、101の2、102の1から102の3まで、103の1から103の4まで、104の1、104の2、105の1から105の3まで、106の1、106の2、107の1、107の2、108の1、108の2、109の1から109の6まで、110の1、110の2、111の1、111の2、112の2、113の1から113の3まで、114の1から114の3まで、115の1、115の2、116の1、116の2、116の甲、116の乙、117の1から117の3まで、118の1、118の2、119の1、119の2、120の1、120の2、121の1、121の2、122の1、122の2、123の1、123の2、124の1、124の2、252、340から345まで、346の2から346の4まで、348の2、349、350の1、350の2、351の1、352の2、362から365まで、366の1、366の2、370から377まで、378の1、378の2、379から390まで

区域内に介在する道路、水路等の公有地の全部を含む。